

○町長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、与謝野町を代表して交際のために支出する町長交際費(以下「交際費」という。)について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

(種別及び支出範囲等)

第2条 交際費の種別及び支出範囲等は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に交際上必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 祝金 各種団体の総会、式典又は行事等に町長(代理を含む。)が出席する場合に限り、別表1により支出するものとする。ただし、近隣自治体等との均衡を図る必要がある場合は、10,000円を限度として、調整を図ることができる。

(2) 香典等 別表2に定める対象により支出するほか、この対象及びそれに準じる者として、特に必要があると認めるときは、弔電を送ることができる。

(3) 見舞金 病気療養に係る入院等の見舞金については、別表2に定める対象の範囲内で支出の可否を決定するものとする。なお、見舞金の金額は5,000円とする。

(4) 記念品等 他市町村との交流事業等における記念品については、その都度他との均衡を失しないよう配慮して、社会通念上妥当と認められる範囲内で贈呈するものとする。

(5) その他 上記に定めるもののほか、町政を円滑に推進するために、特に必要があると認められるときは、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

2 宗教、政党その他の政治団体に対するものについては、前項の規定にかかわらず、支出しない。

(見直し)

第3条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

種 別	金 額
各種団体の総会、懇談会、祝賀会及び記念式典等	(1) 会費の額 (2) 案内に会費の記載がない場合は、5,000円又は3,000円とする。ただし、飲食を伴わない場合は、この限りでない。

別表2

対 象	香 典	生 花
自治功労者	20,000円	あり
名誉町民	20,000円	あり
特別職員	10,000円	なし
模範町民	10,000円	なし
町議会議員	10,000円	なし
府議会議員(与謝野町が属する選挙区選出に限る。)	10,000円	なし
町長・副町長・教育長	10,000円	あり
行政委員会委員(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会に限る。)	10,000円	なし
その他非常勤の特別職の職員	10,000円	なし

近隣市町長	10,000 円	なし
町職員（与謝野町職員定数条例第1条に規定する一般職の職員及び一般職非常勤職員に限る。）	10,000 円	なし

※ 現職本人に限る。